

令和7年度 座間味村多層型防災情報配信体制整備事業委託
実施要項

1. 委託事業名

令和7年度 座間味村多層型防災情報配信体制整備事業委託

2. 事業目的

防災無線の放送内容やJアラートの防災情報をスマートフォンへ配信することができる防災アプリケーション(以下「防災アプリ」という。)を導入することにより、住民や観光客に防災に係る情報を分かりやすく、かつ的確に配信することで、防災力強化を図ることとしている。

また、沿岸部に監視カメラを設置し村役場などから映像が閲覧可能なシステムを導入し津波監視など防災情報収集力の強化を図る。

さらに 5GHz 帯無線アクセスシステムの利用停止に備え、令和 8 年度に携帯電話網を活用した防災情報配信システム(以下「IP 同報システム」という。)へ移行する事としており、防災アプリと IP 同報システムが一体となり多種多様な伝達手段を擁する防災情報配信システムを構築し、村民や観光客が安心して生活できる防災強化を目的とする。

3. 事業内容

- A) 村民や観光客のスマートフォンに防災情報を配信する防災アプリを構築する。
- B) ・沿岸部に監視カメラを設置し村役場で監視可能なクラウドカメラシステムを構築する。
- C) J アラート受信機を新型 J アラート受信機へ更改する。
- D) J アラート受信機と防災アプリが自動連携するために必要な防災用 NW 基盤を構築する。
- E) 令和 8 年度に導入する IP 同報システムの設計を行う。
- F) 座間味村と協議の上、業務遂行に必要とされる業務

4. 積算上限額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

67,980,000 円

5. 募集方法

公募型プロポーザル方式によるものとする。

6. 契約期間

契約締結の日から令和8年3月19日

7. 提案方法

別紙「作成要領」に基づき作成し、必要部数を提出してください。

8. 事業者募集及び選定のスケジュール

(1) 意思表明書(別紙様式第1号)の提出

・日時 令和7年5月9日(金) 17時まで(必着)

・場所 座間味村役場 総務課

※提出意思表明書を提出すること。

※参加を辞退する場合には、速やかに辞退届(別紙様式第 2 号)を提出すること。

(2) 質問書の受付

- ・日時 令和7年5月9日(金) 17時まで(必着)
- ・質問はメールにて、質問書(別紙様式第3号)を提出すること。
- ・質問に対する回答は、意思表明書を提出した業者に対し電子メールにて回答を行う。

(3) 企画提案書の提出

- ・日時 令和7年5月13日(火) 17時まで(必着)
 - ・場所 座間味村役場 総務課
- ※郵送または持参とする。

(4) プレゼンテーション等の日時

- ・日時 令和7年5月19日(月) 13時から
 - ・場所 座間味村役場 3F
- ※プレゼンテーションは、パワーポイントによって行う。
※当日持参するものは、ノートパソコン。
※プロジェクターとスクリーンは開催場所にて用意。
※出席者は1事業者あたり5名以内とする。
※所要時間については、各事業者40分(説明30分、質疑応答10分)とする。

なお、参加者が3者未満の場合には、企画提案における一次審査(書類審査)は行わず、全ての参加者を対象にプレゼンテーション審査を実施する。参加者が3者以上の場合には、提出された企画提案書に基づく書類審査を実施し、上位3者を選定のうえ、当該3者によるプレゼンテーション審査を実施するものとする。
審査の結果、該当なしと判断された場合には契約を行わない場合がある。

(5) 審査結果について

書類審査及びプレゼンテーション審査においては、以下の観点に基づき総合的に評価を行う。

- ・提案内容の妥当性・実現可能性(30点)
- ・技術的能力(20点)
- ・業務実績(15点)
- ・価格の妥当性(20点)
- ・体制および人員構成(15点)

審査は提案内容を総合的に判断し、最も優れていると考えられる提案を採用する。

(6) 審査結果の公表

- ・一次審査結果:令和7年5月16日(金)
- ・プロポーザル審査結果:令和7年5月26日(月)
- ・審査結果の公表

審査の結果は、すべての提案者に対して文書をもって通知する。なお、選定結果に対する異議等は一切受け付けない。

9. 応募条件

(1) 応募資格

- 1 事業者は次に掲げる要件をすべて満たしていること。
- 2 参加表明書の提出期限において、地方自治法施工令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく座間味村の入札参加制限を受けていない者であること。
- 3 参加意思表明書提出期限以前 3 ヶ月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実が無い者であること。
- 4 会社更生法に基づき更生手続きの開始申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てをしている者ではないこと。
- 5 最近 1 年間の法人税、法人事業税を滞納していない者であること

(2) 意思の表明

応募者は、あらかじめ「提案書の提出意思表明書」(別紙様式第 1 号)を提出することとし、次の書類を添付すること。

- 1 会社案内
- 2 財務諸表(直近 1 年分)
- 3 法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書(直近 1 年分)

(3) 応募に関する留意事項

- 1 提案に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- 2 応募者は 1 つの提案しか出来ないものとする。
- 3 提案に際して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円を使用することとする。
- 4 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。
- 5 提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積もりが不適切である場合には提案書を無効とする。
- 6 提案書に記載した責任者等は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合、又は提案書による協力企業等に同等以上の資格と経験を有する技術者をもってあてるとする場合、あらかじめ村の承諾を得ればこの限りではない。
- 7 全般的な留意事項として、専門的な知識を持たない者でも理解できるように、極力専門用語は使用せず、平易な表現で記載すること。
- 8 提案書は返却しない。なお、提案書は応募者に無断で使用しない。

10. 提案について

(1) 提出書類

提案は、次にあげる書類をもって行うものとする。

- ・企画提案書
- ・要求水準対応可否一覧

(2) 提出方法

企画提案書、および要求水準書対応一覧は、10 部提出することとする。

正本を 1 部とし、他は写しを添付すること。サイズは A4 とする。ただし、図面については A3 も可能とするが、折込で A4 とすること。

